

第15 品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出

(貯蔵又は取扱う危険物の品名、数量又は、指定数量の倍数変更の届出)	法第11条の4
(品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出書)	危省令第7条の3
(申請書等の提出部数)	危省令第9条

- 1 製造又は取り扱いの工程の増減により品名、数量又は指定数量の倍数を変更する場合は、これに係るフロー図を添付すること。(★)
- 2 品名、数量又は指定数量の倍数変更により、保有空地が拡大されるときは、位置基準の変更とみなし、変更許可申請を行うこと。(★)
- 3 移動タンク貯蔵所及び屋外タンク貯蔵所は、品名変更該当しない化学名又は商品名の変更(品目変更)についても、品名、数量又は指定数量の倍数変更届を提出すること。(★)
- 4 品名変更該当しないが、新たに特異な危険物(これまで一度も届出されていないものに限る。)を貯蔵又は取扱う場合には、その代表的なものの危険物等データベース登録確認書又は確認試験結果報告書等の写しを品名、数量又は指定数量の倍数変更届に添えて届出ること。(★)
- 5 品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出書の添付図書例
 - (例1) 移動タンク貯蔵所
 - (1) 規則第7条の3に規定する品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出書
 - (2) 危険物等データベース登録確認書又は確認試験結果報告書等の写し(特異な危険物でその代表的なものに限る。)
 - (3) 危険物の比重証明書
 - (4) 側面枠取付図(接地角度計算を含む。)(従前より積載重量が増加する場合に限る。)
 - (5) その他必要な図書
 - (例2) 屋外タンク貯蔵所
 - (1) 規則第7条の3に規定する品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出書
 - (2) 危険物等データベース登録確認書又は確認試験結果報告書等の写し(特異な危険物でその代表的なものに限る。)
 - (3) 構内配置図(保有空地、敷地内距離、構内道路等を明示したもの)
 - (4) タンク容量計算書(数量変更のみ)
 - (5) 防油堤容量を示す図書(数量変更のみ)
 - (6) 消火設備検討書
 - (7) その他必要な図書
- 6 強化プラスチック製二重殻タンクの品名変更について(平成22年7月8日消防危第144号通知)

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(平成22年総務省令第71号)及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(平成22年総務省告示第246号)の施行(平成23年2月1日)後、既設の強化プラスチック製二重殻タンクにおいて、自動車ガソリン、灯油、軽油又は重油(一種に限る)以外の危険物を貯蔵し、又は取扱う場合は、設置者等から消防法第11条に基づく変更許可の申請又は法第11条の4に基づく危険物の品名変更の届出がなされた際に、当該タンクの内殻に使用される強化プラスチックと同じ材質の強化プラスチックと判断できる試験片を用いた耐薬品性能試験(繊維強化プラスチックの耐薬品試験方法JIS K 7070)の結果を添付すること。